

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

（臨時報告書）

未整備駅名	筑紫駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：福岡県 市区町村：筑紫野市
路線名	天神大牟田線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	5,894人

鉄道事業者又は軌道経営者	西日本鉄道株式会社
関係自治体	筑紫野市

バリアフリー化に関する現状

橋上駅 2面4線 東口・西口ともに公共通路から改札階までE/Vによる移動が可能である。1・2番線（大牟田方面、下りホーム）及び、3・4番線（福岡方面、上りホーム）へ行くためには階段を使用する経路となるが、両経路とも階段昇降機を整備している。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者（軌道経営者）におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（必須）

質問1 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

（未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。）

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

筑紫駅はS56年に改築された駅で、乗務所機能も併設している。当該駅の跨線橋は耐震補強工事対象であり、また併設している乗務所も含めた大規模改修を予定している。このため、H22年末までにE/Vを設置することは困難であり、それまでの間は階段昇降機により段差解消で対処する予定。

質問4 平成23年（注）以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 24年 03月予定

・ 実現までのプロセス（スケジュール表等の添付も可）

H23年4月に改修工事着工、H24年3月供用開始に向けたスケジュールで、大規模改修計画を策定中である。

（未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。）

（調査）

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（任意）

都道府県（未整備駅の所在都道府県の記載事項）
質問 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

福岡県は、交通施設のバリアフリー化は交通事業者の責任において行われることが、福岡県福祉のまちづくり条例の基本方針であること、また、駅は基本的に駅所在地住民により利用されるもので、地方公共団体の補助については、地元自治体（市町村）が負担することが妥当であることにより、県が直接対応していません。

市区町村（未整備駅の所在市区町村の記載事項）
質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

筑紫野市においては、「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想（平成20年3月）」に基づき、市内における高齢者や障害者などの移動の確保に向け、重点化整備地区を定め、駅や公共区間のバリアフリー化整備を推進しており、計画期間中の完成を目指している。未整備駅については、基本構想の重点化整備地区外となっており、現時点において特段の措置は予定していないが、鉄道事業者の取組状況を踏まえて、必要な措置を検討することとしている。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	西日本鉄道株式会社
都道府県	福岡県県土整備部企画交通課
市区町村	筑紫野市役所 建設部 建設課

（注）様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。